

**中南米広域
フードバリューチェーン強化におけ
る本邦技術活用のための情報収集・
確認調査
現地共同調査
募集要項**

2019年7月

**独立行政法人国際協力機構
農村開発部**

【概要】

約 6.3 億人の人口を抱え、210 万人を超える日系人が暮らす中南米地域は、農業生産ポテンシャルの高い国が多く、我が国の食料安全保障上、重要な地域と位置付けられています。同地域の経済成長や貧困削減にとってフードバリューチェーン（FVC）の構築・強化は、域内における付加価値の増大や地場産業の育成を通じた雇用創出への貢献が大きい重要な課題であり、これらの FVC の強化に貢献可能な技術・ノウハウを有する日本企業は数多く存在すると考えられます。しかしながら、現地の関係者が求める技術、ビジネスチャンス、有望なビジネスパートナーや投資環境等に関する情報の不足から、同地域の FVC における日本企業の進出は未だ限定的な状況です。

国際協力機構（JICA）は民間企業活動の触媒機能を果たしつつ、生産性の向上/地球規模課題（気候変動対策、環境保全）/格差是正に対し、日本の技術・経験を活用し取り組むことを推進しており、中南米地域の FVC 強化に向けた課題、同課題の解決に資する日本の技術・ノウハウ等の情報の収集・分析を目的とした「中南米広域フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」を 2019 年 3 月より実施しております。

上記調査実施におきましては、文献レビュー、日本企業・機関へのヒアリング、アンケート調査の結果から対象調査国としてパラグアイ、ペルー、エクアドル、コスタリカ、グアテマラの 5 ヶ国を選定、2019 年 5 月から 6 月にかけて対象 5 ヶ国で FVC に関する現地調査を実施致しました。現地調査の結果につきましては 2019 年 7 月 19 日に開催される「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture） 中南米 FVC 第二回分科会」で発表いたします。

2019 年 10 月中旬より、現地調査で確認された FVC に関わる有望現地企業・業界団体などと情報の共有、および将来のビジネス展開の可能性の分析・検討を行うべく、受注コンサルタントチーム（株式会社パデコ）と共に現地で共同調査を実施いたします。つきましては、対象調査国の FVC とのビジネス連携に関心を持たれる企業、特定された技術・サービス・ノウハウをお持ちの企業の現地共同調査への参加を募集いたします。多くの応募をお待ちしております。

【募集期間】

2019年7月19日（金）～8月9日（金）

【募集社数】

5社程度

【調査対象国】

パラグアイ、ペルー、エクアドル、コスタリカ、グアテマラ

※企業が持つ技術・製品・サービスが有効活用される可能性のある FVC を有する対象国を訪問。

例) コーヒー栽培のモニタリング技術に課題を持つコスタリカを訪問。

【調査日程】

2019年10月中旬～11月下旬（1ヵ国につき5日間まで）

10月20日（日）～10月26日（土）：パラグアイ

10月28日（日）～11月2日（土）：エクアドル

11月3日（日）～11月9日（土）：コスタリカ

11月10日（日）～11月16日（土）：グアテマラ

11月17日（日）～11月23日（土）：ペルー

（現地調査日程案）

1日目：JICA、現地政府／関連機関訪問

2日目：生産者協同組合、業界団体訪問

3日目：製品・技術PRセミナー開催

4日目：現地企業との商談会

5日目：農園・圃場視察

【対象となる FVC・技術・サービス・ノウハウ】

別添資料をご参照ください。

【調査概要】

構成：原則各社 1 名¹、本調査受注コンサルタント 2 名、ローカルアシスタント 1 名

- JICA・受注コンサルタントが有するネットワークを活用し、当該国のビジネス環境についての情報収集を行います。
- 各国で現地セミナー（100 名程度参加を想定）を開催し、相手国の政府関係者、民間企業、関連団体等に対し、自社の製品、技術、サービスについて発表します。
- また、相手国の政府関係者、民間企業、関連団体等と今後のビジネス展開に向けた人脈作り、現地のビジネスパートナー候補の訪問などを実施します。

【調査の流れ】

- 選定後、本調査受注コンサルタントとともに企業ごとに現地調査計画を策定
※コンサルタントが現地調査、面談、訪問、視察先、行程についてアドバイス致します
- 現地セミナーで発表する企業の技術・製品・サービスのプレゼンテーション資料作成
※セミナーでは日本語⇄スペイン語の通訳を備上致します
- 現地調査オリエンテーションの参加
- 現地調査出発
- 受注コンサルタントと共同調査の実施
- 現地セミナー開催
- 帰国報告会の開催
※調査行程は事情により変更する可能性があることをご了承ください。

【参加費用】

(1) JICA が負担する調査費用

- ① 航空賃（出発到着地：羽田または成田空港⇄現地（パラグアイ、ペルー、エクアドル、コスタリカ、グアテマラ）の 1 回分の往復航空券及び 2 ヶ国以上調査の場合は中南米間間の移動の航空券を JICA にて手配いたします。）※日本国外にお住まいの方、日本以外の国籍の方は、別途ご相談ください。一度、日本に帰国して複数国に参加する場合（例：10 月パラグアイ、11 月ペルーに参加）は、2 回目以降の渡航にかかる往復航空券は自己負担となります。
- ② 現地での宿泊費、移動にかかる経費（JICA にて手配いたします。）
- ③ セミナーでの通訳
- ④ 国際協力共済会²の加入経費

(2) 参加者にご負担いただく費用

¹ 後段の参加費用(1)に記載する JICA による経費負担の対象は各社 1 名までに限定するが、追加的に発生する費用の自社負担による調査同行に関しては特に人数制限を設けない。ただし、現地での移動、ホテルの予約等の手配は自社で行うこと。

² JICA から海外に派遣される方が、労災ではカバーできない海外における病気や怪我をした場合の療養費 給付等を行う海外保険のこと。

- ① 東京にて実施する現地調査オリエンテーションの国内移動及び宿泊に係る旅費
(地方在住の場合は、JICAの国内拠点からのTV会議、またはSkypeにより参加可能です。)
- ② 居住地⇄出発到着地(羽田または成田空港)の国内移動に係る旅費
- ③ 旅券申請に必要な書類等(戸籍抄本、写真等)の取得経費
- ④ 海外旅行保険(任意)の加入経費
- ⑤ 現地での食費等
- ⑥ 都内開催予定の帰国報告会の国内移動及び宿泊に係る旅費

【ご応募いただける企業】

1. 本調査の趣旨を理解し、調査対象5カ国(パラグアイ、ペルー、エクアドル、コスタリカ、グアテマラ)のいずれか(複数可)において事業進出・投資・製造拠点に関心を持つ日本企業³(事業会社)を対象とします。
2. 所属する民間企業の内部要員であって、その経営方針について意思決定ができる経営層(代表取締役やその他役員レベル)の参加を原則とします。
3. 派遣前に現地調査オリエンテーション(2019年9月下旬に半日程度、地方在住の場合はJICAの国内拠点からのTV会議またはSkypeで参加可)及び1カ国以上の現地調査に参加可能であること。
4. 報告書(A4用紙3~4枚程度)及び視察記録を帰国後2週間以内に提出いただけること。
5. 都内開催予定の帰国報告会(2019年12月)にて調査報告をしていただけること。また、その後JICAや業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、中南米日系社会及び開発途上国における、民間投資等の可能性について情報発信していただけること。
6. 派遣国の事情(道路状況や衛生環境等)を勘案した上で、行程に参加可能な健康状態であること。
7. プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
8. 調査団参加者の不正行為防止について調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役員倫理規程(平成16年規程(人)第28号)に基づく「独立

³ 日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業(中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づき、以下の項目に該当し、また会社設立後、申請書締切日(2018年9月14日)までに1年以上経過している者。

- ・製造業、建設業、運輸業その他の業種においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。
- ・卸売業においては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・サービス業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・小売業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であること。
- ・ソフトウェア業又は情報処理サービス業においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。

行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員 贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

【応募方法】

所定の様式にご記入の上、登記簿（写）及び調査団参加希望者の本人確認書類（運転免許証（写）、住民票（写）等、お名前が日本語表記で確認できるもの。）とともに、日本時間 2019 年 8 月 9 日（金）までに JICA「中南米広域フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」現地調査事務局に電子メールでご提出ください。

※応募にあたっての留意点：

- 応募書類を電子メールで送信後、数日を経過しても当方からの返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、再度ご連絡ください。
- 応募いただいた後、JICA 側で選考をさせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い致します。

【選考方法】

- (1) 原則として、書類審査により選考いたします。場合によっては、8 月 19 日の週に応募書類記載内容について確認、質問させていただきます。
- (2) 審査結果は 2019 年 8 月 28 日（水）を目途にお知らせします。

【提出・お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記事務局にご相談ください。

JICA「中南米広域フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」現地調査事務局

株式会社パデコ 経済/社会開発部 山森正巳

メールアドレス（推奨）：masami.yamamori@padeco.co.jp 電話番号：03-6632-6519

以上